香川の新しい指導体制等の在り方について (まとめ)

令和3年2月

小・中学校における新しい指導体制の在り方検討委員会

目 次

はじめに	1
1 これまでの取組と現状	
(1) 指導体制について	2
(2) 学習指導について	3
2 学力等の状況	
(1) 学力等の調査について	5
(2) 学力等の状況について	5
3 これまでの成果と課題を踏まえた今後の方向性	
(1) 「個を活かす協働的な学び」の視点	8
(2) 児童生徒の自尊意識並びに興味や関心を高める学び	8
(3) 小中連携	8
(4) 新たな教育課題	9
4 具体的方策	
(1) 小・中学校全学年における少人数学級の実現	11
(2) 小学校高学年における教科担任制の導入	11
(3) 「個を活かす協働的な学び」の実現に向けた授業改善	12
(4) 小中連携の充実	13
(5) ICT 活用の推進	14
(6) 特別支援学級への教員配置の充実	14
5 効果検証	15
≪資料≫	16

はじめに

- 「香川型指導体制」は、平成13年に構築された本県独自の取組である。当時、国の定数 改善計画、平成10年改訂学習指導要領の円滑な実施、児童生徒の問題行動の多発化及び特 別な支援を必要とする児童生徒の増加などを背景に、本県の小・中学校が直面する諸課題に 積極的に対応するとともに、全ての児童生徒に対して確かな学力の育成に向けた指導の充実 を図ることを目的として構築され、随時見直しを図りながら推進してきた。
- この間、学力については、基礎的・基本的な知識・技能はもとより、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等や主体的に学習に取り組む態度までを含めたものであるとされ、本県においても、児童生徒がそれを身に付けるための指導を模索してきた。
- また、児童生徒が変化の激しい予測困難な時代の中でも通用する確かな学力を身に付けるため、自分のよさや可能性を認識して個性を活かしつつ、多様な他者を価値のある存在として尊重し、協働して様々な課題を解決していくことの重要性もますます高まってきた。
- そのような状況の中、今年度、現在の香川型指導体制が10年目の節目を迎え、改めて児童生徒の学力等の現状を振り返り、今後10年間を見据えた新たな指導体制の在り方について検討するため、本検討委員会が令和2年7月に設置された。
- 本検討委員会は、同年8月から10月までの間3回にわたり開催された。今回の検討に当たっては、児童生徒の確かな学力の育成を図るためには学習指導の見直しも不可欠な観点であることから、指導体制と指導方法を一体的に検討した。
- 本検討委員会においては、本県の指導体制と指導方法について、これまでの経緯や現状を確認した上で、成果と課題について整理した。その後、これらを踏まえ、本県がこれまで取り組んできた「個に応じたきめ細かな指導」は継承しつつ、「個を活かす協働的な学び」を充実するという方向性で検討を進め、具体的方策について議論を行った。今般、本検討委員会として、本県における新しい指導体制等の在り方について報告する。
- なお、「個を活かす協働的な学び」とは、教員一人一人が取り組んできた実践とは異なる新しいものということではない。例えば、これまでの実践の中で、子どもたちが頭をアクティブに働かせながら考える姿、グループで真剣に話し合う姿、答えにたどりついて目を輝かせている姿、授業後に駆け寄ってきて熱心に質問をする姿、そんな姿が見られた経験の中にヒントがあるはずである。「個を活かす協働的な学び」の実現に向けて、個々の教員が、「子どもたちの学びをどうすればいいのか」という問いを自分への問いとして改めて捉え直し、目の前の子どもたちの様子を見ながら試行錯誤するとともに、他者とも協働しながら考えを広げたり深めたり新しいものにしていくことが大切である。本まとめがその一助となることを願っている。

1 これまでの取組と現状

(1) 指導体制について

- 「香川型指導体制」は、学習指導要領の円滑な実施や児童生徒の問題行動等の増加など、その時々で直面する本県の小・中学校の諸課題に積極的に対応するとともに、全ての児童生徒の学力向上に向けた指導の充実を図ることを目指して、本県独自の指導体制として平成13年度から実施しているものである。
- 平成13年度においては、学習指導要領の円滑な実施に対応するため、小学校では国 語、算数、理科、中学校では数学、理科、英語の3教科において、基礎・基本の定着と 個に応じたきめ細かな指導の実施を目指した「少人数指導」、小学校低学年で安定した 学習集団づくりを行うための「複数担任制」及び中学校の生徒指導の問題に対応するた めの「生徒指導対応」の3つを柱に掲げ、平成17年度までの5年間にわたり、これら の柱に沿って指導体制の充実が図られた。
- 平成 17 年度に開催された香川型指導体制検討委員会では、少人数指導は 3 教科以外でも効果が期待できることや、義務標準法の改正により都道府県の判断で 40 人を下回る学級編制が可能となったことから生徒指導上深くかかわる必要のある生徒が多い中学校においては少人数学級の実施も考えられることなどの意見が示された。
- これを受け、平成 18 年度からは、中学校において少人数指導を国語及び社会を加えた 5 教科に拡大するとともに、10 校程度の中学校において 35 人学級を実現し、基礎・基本の定着と個に応じたきめ細かな指導や生徒指導上の問題の解消・緩和という点において効果を上げた。平成 20 年度からは、よりきめ細かな指導が必要な児童生徒に対応するため、小学校 6 年の一部及び中学校の一部において少人数指導加配を活用した 35 人学級を実施した。
- 平成 22 年度には、これまでの香川型指導体制を検証するとともに、今後の在り方について検討するため、香川型指導体制検討委員会が開催された。ここで、学力向上のためにはよりきめ細かな指導の充実を図る必要があることや、当時国において少人数学級の推進についての議論が加速化していたことを受け、引き続き、「少人数指導」及び「少人数学級」を実施することが必要であるとされた。また、家庭の教育力低下や問題行動の多発化に加え、新たな課題として特別な支援を必要とする児童生徒の増加への対応が指摘され、これらの課題に対応するためには、学校の実情に応じて指導体制が柔軟に講じられることが必要であるとされた。
- これを受け、平成23年度から、「少人数指導」及び「少人数学級」に、新たに、小学校低学年対応、生徒指導対応及び発達障害等対応など学校の個別課題に対応するための教員の配置を加えた指導体制が構築され、現在に至っている。
- 「少人数指導」については、小学校4教科、中学校5教科の中から学校の実情に応じて教科を選択し、20人程度の少人数指導をするための教員配置を行っている。令和2

年度においては、規模の小さい小・中学校を除いて、ほとんどの小・中学校に少人数指導のための加配教員を配置している。

- なお、近年では、小学校における専科指導の必要性が高まっており、少人数加配を専科指導に振り替えて対応する学校も増加している。令和2年度においては、英語43人、その他の教科14人の計57人を配置し、専科指導の充実を図っている。このうち英語については、新学習指導要領の実施に伴う小学校外国語教育の充実を背景に、まずは中学校に37人の加配教員を配置し、平成30年度から3年間、「英語教育充実のための小中学校連携事業」を実施した。令和2年度は、延べ約120人の中学校の英語教員が、校区内の小学校に出向き英語指導を行っている。
- 「少人数学級」については、国において、平成 23 年度に義務標準法の改正により小学校 1 年の学級編制の標準が 35 人に引き下げられるとともに、小学校 2 年に 36 人以上学級を解消するために必要な加配定数を改善することにより実質的な 35 人学級の実現を図る措置が講じられた。本県においては、これに加え、平成 24 年度から小学校 3 年、平成 25 年度から小学校 4 年、平成 27 年度から中学校 1 年と順次 35 人学級の拡充を図った。それ以外の学年についても、少人数指導のための加配教員を、学校等の実情に応じて 35 人学級編制に振り替えるという弾力的な運用が認められており、令和 2 年度においては、この振替によるものを含め、小学校では 1,744 学級 (98.2%)、中学校では 634 学級 (84.1%) が 35 人学級を実現している。
- 「学力向上基盤形成」については、小学校低学年対応、生徒指導対応及び発達障害等対応のための教員配置を行ってきたが、近年特別な支援を必要とする児童生徒が増加の一途をたどり、この対応が喫緊の課題となっている。このため、令和2年度から、小学校低学年対応及び発達障害等対応を見直して、保護者、学校関係者及び医療・福祉関係者等との連携を図るための専任特別支援コーディネーターを新設し、小学校15校、中学校2校に配置している。このうち、生徒指導対応については、平成21年度の文部科学省による「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、児童生徒1,000人当たりの暴力行為発生件数が全国ワーストになるなど、生徒指導上の問題への対応が深刻な課題となっていた時期もあったが、教員配置や関係諸機関との連携により現在では全国平均を下回るまでに改善している。

(2) 学習指導について

- 本県においては、全国学力・学習状況調査結果等を踏まえ、教員に対して授業を行う 上での視点等を示すとともに、学習指導の充実のため、「教員の指導力の向上」、「子ど もの学習意欲等の向上」及び「学校力の向上」を3つの柱とした取組を推進している。
- 平成 13 年度から 22 年度までの香川型指導体制の中では、ティームティーチングによる指導や、学級をいくつかの小集団に分けて習熟度別や課題別に授業を行うなど、授業形態を工夫することできめ細かな指導を実施してきた。
- 平成22年度においては、児童生徒の学力等の現状を踏まえた学習指導のポイントを

4つのアクションとして提示した。また、児童生徒が目指すべき学びの姿を示したポスター「さぬきっ子学びの三訓」を制作し、現在においても全ての小・中学校の教室に掲示されている。

- 平成 25 年度からは、ベテラン教員の大量退職により若手教員への指導技術の継承が課題となることを見据え、各教科等に共通する基礎的・基本的な指導技術について解説した冊子「さぬきの授業基礎・基本『子どもに学びのときめきを』」を作成し、全ての小・中学校教員に配布している。また、平成 27 年度からは、リーフレット「授業改善5つの視点~『学びのときめき』のある授業になっていますか?~」を作成し、児童生徒に自己肯定感をもたらす授業改善のポイントを示している。
- 平成30年度からは、「子どもの学習状況に応じたきめ細かな指導」及び「全ての教科における言語活動の充実」の2点に焦点を絞って学校全体で取り組むべき授業改善のポイントを示し、県内全ての小・中学校に周知している。
- 「教員の指導力の向上」の主な取組としては、平成 21 年度から、優れた指導技術を 持つ教員による「総合授業力リーダーによる授業公開」等を実施し、教員の資質向上を 図っている。近年においては、新学習指導要領の実施に伴い外国語教育の充実にも力を 入れており、大学教授等を指導者とした実践的な研修等を通じて小・中学校教員の指導 技術の向上を図っている。
- 「子どもの学習意欲等の向上」の主な取組としては、平成23年度から、モデル校に おいてその時々の教育課題に対応した先導的な研究を行っている。令和2年度におい ては、思考力、判断力、表現力等の育成、教育の情報化の推進、主体的に学習に取り組 む態度の育成、キャリア教育、小学校外国語教育及びアクティブ・ラーニングに取り組 むモデル校8校を指定し、児童生徒が自ら学びに向かう力の育成を含めた実践につい て研究を行っている。
- 「学校力の向上」の主な取組としては、平成17年度から、県内の幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び特別支援学校の関係者が一堂に集い、上記モデル校や特色ある教育活動を行う学校等が研究成果を発表する「香川の教育づくり発表会」を開催し、県内に効果的な実践を普及している。また、全教員が受講する「小・中学校教育課程運営改善連絡協議会」において、学習指導要領の趣旨等の周知と着実な実施に努めている。

2 学力等の状況

(1) 学力等の調査について

○ 本県では、小学校6年及び中学校3年を対象とした全国学力・学習状況調査に加えて、 県内の児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握し、指導方法の工夫・改善に役立て るとともに、児童生徒の理解の程度に基づく個に応じた指導などを実施する契機とする ため、平成14年度から、小学校3年から中学校2年までの全ての児童生徒を対象に、 香川県学習状況調査を実施している。

(2) 学力等の状況について

- ① 学力
 - 全国学力・学習状況調査の結果によると、本県の児童生徒の平均正答率は、調査を開始した平成19年度から22年度までは全ての教科において全国平均を上回っていたが、下表に示すように、平成24年度に中学校国語Bで初めて全国平均を1.0ポイント下回って以降、小・中学校ともに全国平均とほぼ同等か下回る教科が見られる。

全国と香川県の平均正答率の差の推移

(ポイント)

調査区分	小学校							中学校								
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
国語A	2. 2	4. 1	2.6	2.3	2. 1	0	▲ 2	1	0.2	0.2	▲ 0.1	0. 2	1.6	1	0	0
国語B	4. 2	3.5	3. 3	4. 1	1.7	1	3	1	▲ 1.0	▲ 0. 4	0.4	▲ 0.9	1.0	1	1	U
算数・数学A	1.5	0.9	0.4	▲ 0.9	0.6	0	0	1	1. 1	2. 6	0.4	0.0	1.6	1	1	0
算数・数学B	2.5	3.7	1.3	2.0	▲ 0.5	2	1	1	0.1	3. 1	0.2	▲ 0.3	0.5	1	1	0
理科	3.4			1.5			0		0.5			0.2			0	
英語																▲ 1

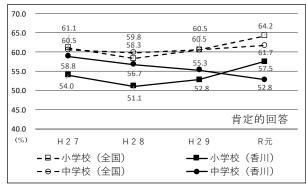
- ※ 教科ごとの平均正答率は、平成29年度以降文部科学省が整数値で提供
- ※ 令和元年度から国語A、国語Bが国語に、算数・数学A、算数・数学Bが算数・数学に変更

全国学力・学習状況調査 (平成24年度~令和元年度)

② 学習に対する興味・関心

○ 「○○の勉強が好きですか」という質問に対して、肯定的に回答した児童生徒の割合 は、全国平均を下回っている。

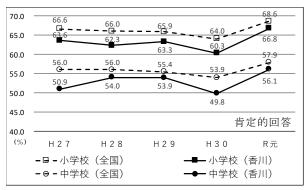
「国語の勉強は好きですか」



【児童生徒質問紙】

※ 平成30年度は国語に関しての質問項目なし

「算数・数学の勉強は好きですか」



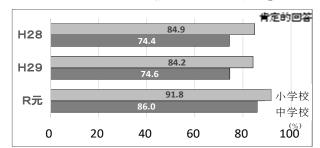
【児童生徒質問紙】

全国学力・学習状況調査(平成27年度~令和元年度)

③ 指導方法

○ 「先生は、授業やテストで間違えたと ころや理解していないところを分かるま で教えてくれますか」という質問に対し て、肯定的に回答した児童生徒の割合は、 小・中学校ともに令和に入り増加傾向に ある。

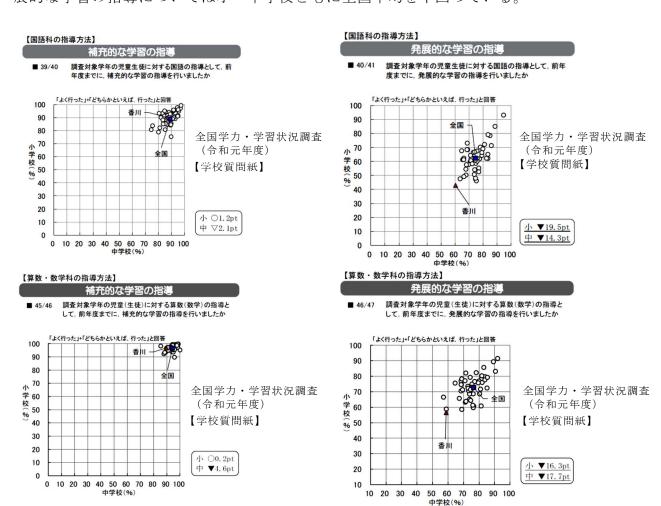
「先生は分かるまで教えてくれますか」



【児童生徒質問紙】

※ 全国学力・学習状況調査(平成28年度~令和元年度) 平成30年度は質問項目なし

○ 国語科、算数・数学科の補充的な学習の指導については全国平均並みであるが、発展的な学習の指導については小・中学校ともに全国平均を下回っている。

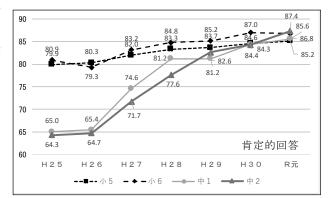


④ 話合い活動

○ 「普段の授業では、学級の友達との間で話し合う活動をよく行っていると思いますか」という質問に対して、肯定的に回答した児童生徒の割合は、小・中学校ともに増加傾向にある。

香川県学習状況調査 (平成 26 年度~令和元年度) 【児童生徒質問紙】

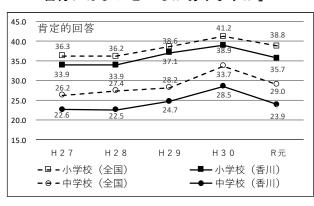
「話し合う活動をよく行っていますか」



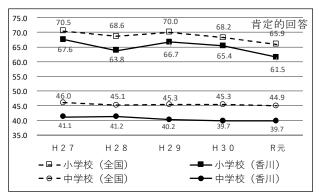
⑤ 自尊意識

○ 「自分にはよいところがありますか」「将来の夢や目標を持っていますか」という 質問に対して、肯定的に回答した児童生徒の割合は、全国平均を下回っている。

「自分にはよいところがありますか」



「将来の夢や目標を持っていますか」



全国学力・学習状況調査 (平成27年度~令和元年度) 【児童生徒質問紙】

⑥ 小中連携

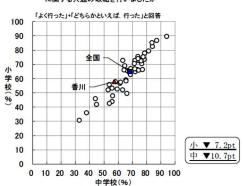
○ 「前年度までに近隣等の中学校(小学校) と、教科の教育課程の接続や、教科に関する 共通の目標設定など、教育課程に関する共通 の取組を行いましたか」という質問に対して、 小・中学校ともに全国平均を下回っている。

> 全国学力・学習状況調査 (令和元年) 【学校質問紙】

【小学校教育と中学校教育の連携】

小中学校の教育課程に関する共通の取組

■ 51/65 前年度までに、近隣等の中学校(小学校)と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行いましたか



3 これまでの成果と課題を踏まえた今後の方向性

(1)「個を活かす協働的な学び」の視点

- これまで香川型指導体制の中核をなしてきた「少人数指導」及び「少人数学級」は、教員による基礎・基本の定着を重視した丁寧な指導とあいまって、個に応じたきめ細かな指導を確立させてきた。加えて、全国学力・学習状況調査において、全教科で全国平均と概ね同程度の水準を維持しており、「先生は、授業やテストで間違えたところや理解していないところを分かるまで教えてくれますか」という質問に対しても肯定的に回答する児童生徒の割合が年々増加している結果も踏まえれば、個に応じたきめ細かな指導は、基礎・基本の定着をはじめ学力の育成に一定の成果を上げてきたと考えられる。少人数による指導体制と丁寧な指導、それにより積み重ねられてきた個に応じたきめ細かな指導は本県の基盤とも言えるものであり、今後も継続すべきである。
- 一方、全国学力・学習状況調査において全教科で全国平均と概ね同程度の水準を維持しているものの、過去約 10 年間の状況を見れば、小・中学校ともに全国平均との差が小さくなっており、教科によっては全国平均を下回る場合もある。児童生徒の学びを充実させ、学力向上に結び付けるためには、これまでの指導体制と指導方法について改善を図る必要がある。
- 個に応じたきめ細かな指導は、ともすれば教員が説明しすぎる傾向があるため、児童 生徒は受け身となり、自由な考えが生まれにくくなるおそれもある。児童生徒の多様性 と協働性を生み出すためには柔軟さが必要であり、教員は児童生徒が主役となる学びを 大切にしながら支援することが重要である。
- 以上を踏まえれば、今後は、「個に応じたきめ細かな指導」による基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得に加えて、「個を活かす協働的な学び」という視点にも軸足を置き、知識・技能を活用したり、多様な他者と協働しながら課題を解決したりして新たな価値を創造する力を身に付けることができるような指導体制及び指導方法の構築を目指すべきである。

(2) 児童生徒の自尊意識並びに興味や関心を高める学び

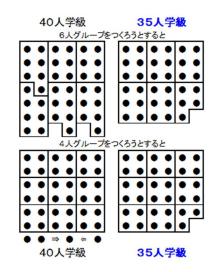
○ 全国学力・学習状況調査において本県の児童生徒は、自尊意識並びに学習に対する 興味や関心が全国平均と比べると低いという結果を踏まえれば、児童生徒が自身の自 尊意識並びに興味や関心を高められる授業へと改善することが必要である。このた め、基礎・基本の定着を重視した丁寧な指導の継続とともに、児童生徒が学習内容の 理解を深め、さらなる学びに向かうような専門性の高い授業を行うことが児童生徒の 興味や関心を高めることに有効であると考えられる。

(3) 小中連携

○ 「英語教育充実のための小中学校連携事業」により、教員の間で専門性の高い授業 や教員の指導力向上等について効果の実感が広がっている。しかしながら、本県の教 員は、全国的に見ても異校種間の異動が少なく、小・中両校種の経験者が少ない。今 後さらに小中連携の充実を図ることが必要である。

(4)新たな教育課題

- ① 新学習指導要領への対応
 - 新学習指導要領においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善(アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善)を推進することが求められている。本県においても、香川県学習状況調査において小・中学校での話合い活動等が年々増加している結果も踏まえれば、今後さらに話合い活動等を充実させ、多様な他者と協働して問題解決につなげられる授業への改善が重要である。その際、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善の手法としてグループでの活動が取り入れられることがあるが、右の図に示すように、40人学級の場合、教室後方のスペースが狭い



ことや、最後列の児童生徒が大きく座席移動しなければならないことなど、4人単位等のグループを組みにくい場合がある。「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善の推進に当たっては、グルーピングのしやすさや発表の機会が確保できるグループ数にも考慮した体制整備が必要である。

○ また、小学校外国語教育の充実が図られており、特に小学校高学年においては、外国 語の教科化に伴い、より専門性を重視した指導体制と指導方法が求められる。

② 教育の ICT 化への対応

- 例えば、児童生徒一人一人が ICT を活用して効率的に情報を集めたり、映像や音声データを用いて、分かりやすい発表をしたりするなど、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげることが重要である。
- また、GIGA スクール構想の実現に伴い、児童生徒一人一人の個別最適な学びを支援するための体制整備と授業改善も求められる。なお、端末が整備されれば、従来の学習机ではそれを置くには小さく、より大きい学習机の整備が必要となることに加え、端末の充電保管庫が教室に設置される場合、教室全体もより窮屈になることから、新たな学習環境に対応した教室環境の整備が必要である。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活様式への対応
 - 新型コロナウイルス感染症により、学校においても新しい生活様式が求められている。 小・中学校の普通教室の平均面積は縦8m×横8mの64平方メートルであり、学級規模が大きい教室では、教室内で児童生徒間の十分な距離を確保することが難しく、身体的距離の確保が課題となっている。
- ④ 特別な支援が必要な児童生徒への対応
 - 近年、特別な支援が必要な児童生徒が増加しており、その障害の種類や程度も多様化

している。これらの児童生徒の学びの機会を確保するためには、児童生徒一人一人の実態に応じた時間割を編成する必要があり、個別の学習指導のために多くの教員が必要となる。また、車椅子を利用する児童生徒が通常の学級に在籍する場合、40人学級では普通教室での机間の幅が狭く、通行が困難である例も指摘される。インクルーシブ教育の観点からも、全ての児童生徒が安全に過ごせる教室環境が求められる。

⑤ 教員の多忙化への対応

- 学校を取り巻く環境の複雑化や多様化に伴い、教員の担う業務は質・量ともに増加し、 教員の長時間勤務が常態化している。最近では、新型コロナウイルス感染症により感染 症対策や指導上の工夫など業務が増加し、負担感がさらに増大していることも懸念され る。このことは、児童生徒の学びを支える教員の心身に影響を及ぼすとともに、日々の 教育活動の質の低下につながるおそれがある。
- 特に、学級担任の多忙化が懸念される。小学校高学年の学級担任を例に挙げれば、右の図に示すように週 29 時間の授業のうち 25~27 時間程度を担当し、授業以外の業務に充てられる時間は週 3 時間程度という実態が多く見られる。週 3 時間程度では、児童からの宿題など提出物の点検、不登校児童に対する指導又は保護者対応等を行うのが精一杯で、授業評価や翌日の5、6 教科分の授業のための教材研究等は、勤務時間内だけでは到底終わらず、休日まで使わざるを得ないのが実情である。働き方改革の視点からも、小学校における各教科の指導体制の見直し、学級担任の長時間勤務の是正は喫緊の課題である。



○ また、学級担任が多くの時間を授業に費やしている現状にあっては、児童生徒がトラブルに巻き込まれるなど不測の事態が生じた場合、学級担任が迅速に対応することは困難である。代わりに対応できる教員も少なく、初期対応等に支障が生じることが懸念される。児童生徒の安全確保という観点からも、不測の事態に教員間でフォローし合える体制の確保が求められる。

4 具体的方策

(1) 小・中学校全学年における少人数学級の実現

- 「個を活かす協働的な学び」をはじめ、GIGA スクール構想、新型コロナウイルス感染 症対策等を効果的に実現するため、少人数による指導体制を拡充すべきである。
- とりわけ少人数学級は、学習面だけではなく生徒指導面においても効果が高いという 声が多い。少人数学級により学級担任が受け持つ児童生徒の人数が少なくなれば、学級 担任は児童生徒一人一人により目が行き届くようになり、児童生徒も安心して落ち着い た学校生活を送ることができる効果が期待される。さらに、成績処理や保護者対応など 学級担任の負担軽減も期待できる。これらを踏まえれば、学級編制基準の引き下げによ る少人数学級の実現を推進する必要があると考える。
- 学級規模については、学校の実情により適正な人数は様々であると考えられるが、本県においてすでに小学校1年から4年及び中学校1年において35人学級が実施されていることや、国において義務標準法が改正され小学校の35人学級が計画的に整備される見込みであることを踏まえれば、まずは35人学級から導入していくことが妥当だと考えられる。

(2) 小学校高学年における教科担任制の導入

- 「英語教育充実のための小中学校連携事業」など、これまでの専科指導の成果を踏まえ、今後さらに小学校における専科指導の充実を図るべきである。専科指導は、同一校内だけではなく、小・中間や小・小間など学校間の連携も考えられ、特に学校間の連携は、本県のコンパクトな地域特性が活かされる点で、本県の強みともなり得るものである。
- とりわけ小学校高学年は、学習内容が抽象的かつ高度になり、学力差が生じやすくなる段階である。児童が学習への関心・意欲を高め、理解を深め、さらなる学びに向かうためにも、今後、教科担任制を導入して専門性の高い授業を行うことが求められる。
- 専科指導を担当する教員は、特定の教科の授業を専門的に行うことができるため、短期間での指導力向上が期待できる。また、学級担任も授業以外に充てられる時間が増えるため、負担軽減はもとより、自身が受け持つ授業の教材研究や授業準備にこれまで以上に時間をかけることができるようになり、学級担任の授業の質の向上も期待できる。さらに、不測の事態が生じた場合に迅速に対応できる教員が増え、体制に余力が生まれる。
- なお、専科指導の担当教員には、中高の免許を持つ教科指導の専門性の高い教員だけではなく、教員の資質向上の観点から、小学校の免許のみを有する意欲のある教員等も幅広く活用しながら推進することが望ましい。
- 専科指導の対象とすべき教科については、教科指導の専門性や授業準備の効率化を踏

まえれば、例えば右の図に示すように、外国語・理科・音楽・図画工作・家庭科・書写など6教科程度(週 10 時間)が望ましいが、人材確保の観点から、2教科程度(週4時間)から徐々に拡充させていくことも考えられる。教員配置に当たっては、学校の実情や教員の特性を熟知する校長の構想と結び付くことが重要である。

	月	火	水	木	金
1	国	国	国	国	書
2	社	外	社	外	社
3	理	道	理	学	理
4	算	算	算	算	算
5	図	総	家	総	体
6	体	音	体	音	

- 専科指導の充実は、小学校だけではなく中学校にとってもメリットは大きい。本県では小学校から公立中学校に進学する児童が大多数を占めており、中学校教員が小学校で授業を行うことにより、事前の児童の状況把握や小中接続を意識した授業改善が可能となる。また、児童にとっても中学校の教員との人間関係が構築されることで、中学校に進学した際の中1ギャップ予防策としても有効である。
- なお、小学校低学年及び中学年については、引き続き少人数指導のための教員配置を 重点的に行い、児童を学習から取り残さないためのきめ細かなフォローに継続して取り 組むことが必要である。その際には、学校の実情や児童の状況を踏まえ、校長の構想と 結び付く効果的な配置を行うことが大切である。

(3)「個を活かす協働的な学び」の実現に向けた授業改善

- 「個を活かす協働的な学び」の実現のためには、児童生徒が主体となって興味・関心に応じた課題や深める価値のある課題を設定し、多様性や協働性を発揮しながら課題解決に取り組み、成果を実感できるような、ひいては自己肯定感や自尊意識の向上につながるような授業改善が重要である。
- 「個を活かす協働的な学び」のための授業改善に当たっては、1時間単位だけではなく、単元単位で指導過程を考えることも有効である。単元単位だからこそできる大きな課題を設定した上で、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図りながら、児童生徒が協働してその知識・技能を活用し、思考力、判断力、表現力等を育んでいくことができる指導過程であることが重要である。また、協働的な学び合いの中で、各児童生徒に個の学びが保障されることも重要である。課題は、必ずしも難問である必要はなく、これまで習得した基礎的・基本的な知識・技能を総合的に組み合わせながら挑戦できるような、実社会や実生活に関連付けたリアルな内容を追求することが望ましい。
- 本県の学習指導を振り返れば、これまで個に応じたきめ細かな指導に真摯に取り組み、基礎的・基本的な知識・技能の定着に一定の成果を上げてきた。一方で、個に応じたきめ細かな指導は、ともすれば「基本が定着してから応用・実践」というプロセスを硬直化させる場合があることに留意が必要である。応用・実践に取り組む過程で基本に立ち返ることもあり、基本と応用・実践とを一体的なものとして捉えた上で基本と応用・実践とを自由に往来できる学習が重要であるが、知識・技能の定着に多くの時間が取られ、知識・技能を活用する応用・実践の機会が不十分になっている可能性がある。

- また、本県の教員は研究熱心であるがゆえに児童生徒に教え込む傾向があるとの指摘もあり、その結果、児童生徒の主体性や意欲を引き出す指導が不十分である可能性も考えられる。主体性や意欲を高めるためには、児童生徒が自身の学習を見通し、成果を予想できることが重要であり、そのためには他者等からのフィードバックも不可欠である。本県が教員に提供している「授業改善5つの視点~『学びのときめき』のある授業になっていますか?~」など学習指導のためのリーフレットには、学習の振り返りにおける指導の工夫に関する記述があるものの、フィードバックについては具体的な指導の視点が示されていないこともあり、この点について教員に対する意識付けがあまりできていない可能性がある。
- フィードバックは、正誤だけではなく、学習の成果や改善点を具体的に説明するなど 児童生徒の次への意欲につながるものであることが重要である。教員からのフィードバックよりも児童生徒相互のフィードバックや自己評価という自らのフィードバックの方が 効果的であるという研究結果もあることから、評価者を教員に限らず、児童生徒も取り入れた指導も考えられる。なお、フィードバックは、学級規模が小さいほうが実施しやすく学力に対する効果が大きいとの研究結果もあり、少人数学級と併せて実施すればより 有効性が高まると考えられる。
- 以上を踏まえれば、これからの授業改善に当たっては、「個を活かす協働的な学び合い」、「学んだ知識・技能の活用」、「フィードバック」がキーワードになると考えられる。これらのキーワードを重視した新たな学びの在り方を打ち出し、個々の教員に浸透を図るため、例えば、「授業改善5つの視点~『学びのときめき』のある授業になっていますか?~」をリニューアルしたり、教員向けの「さぬきっ子学びの三訓」を新たに制作したりすることが考えられる。
- 児童生徒一人一人が多様性を発揮し、協働的な学び合いにより自己存在感を味わったり、フィードバックを通して自分に自信をもったりすることは、自尊意識を高めることにもつながる。

(4) 小中連携の充実

- 児童生徒の学びの充実や教員の指導力向上のため、人事交流や免許取得を含め、小中連携の充実を図ることが必要である。
- 人事交流は、他校種への理解促進や指導についての認識の共有を可能とし、小・中学校において義務教育9年間を見据えた上での授業改善が期待できる。若手教員の段階から異校種勤務を経験したり、内地留学等の機会を活用して他校種免許を取得したりすることにより、交流を促進していくことが考えられる。
- なお、教員に求められる指導技術は学校種や学年によって異なり、例えば中学校教員が小学校高学年を指導する際には、その発達段階に応じた指導が求められる。教員が異校種での指導を効果的に実施できるよう、異校種の授業参観など研修の機会が必要である。

(5) ICT 活用の推進

- ICT (情報通信技術) は、児童生徒の学びのための基盤的なツールとして必要不可欠である。例えば、児童生徒が基礎的・基本的な知識・技能を習得する際には、大型ディスプレイで映像等を見ることで内容が分かりやすくなり、児童生徒の理解を促進する効果が期待できる。また、習得した知識・技能を活用する際には、情報を収集し、整理し、思考・判断し、考えをまとめて資料を作成し、発表する際にタブレット等を活用することも有効である。このほか、特別な支援を必要とする児童生徒等が、ICT の活用により個別のニーズに応じた支援を受けられることも期待できる。
- また、オンライン・遠隔教育においては、場所や時間の制約を超えることができるという ICT の特性を活かし、児童生徒の学びは学級内にとどまらず、異学級や異学年、海外を含めた他校の児童生徒など多様な他者と活動することも可能となる。また、優れた指導技術をもつ教員の授業を動画配信し、場所や世代や学校種を超えて広く普及することも考えられる。
- さらに、可視化も ICT を活用する上での大きなメリットである。例えば、児童生徒に質問をすればその回答結果が瞬時にグラフ等で示されたり、児童生徒がタブレット等でドリル学習をする際には教員は全ての児童生徒の進度を自身のタブレット等で確認できたりする。また、匿名のコミュニケーションも可能であるという特性を踏まえれば、発達段階によっては、普段あまり発言をしない児童生徒も発言しやすい雰囲気が生まれる場合もある。
- なお、ICT には多くの効果が期待できるが、ICT はあくまでもツールであり、ICT を活用すれば児童生徒の学びが全て達成されるわけではないことに留意が必要である。教員による対面指導や児童生徒同士の直接的な関わりなどリアルな体験は、児童生徒が思考力、判断力、表現力等や人間性等を育むために必要不可欠である。したがって、ICT の活用と対面・集団による学びとが柔軟に組み合わされた指導が重要である。
- ICT を効果的に活用するためには、教員が授業に ICT を活用して分かりやすく指導することに加え、情報の収集や発信等にタブレット等が活用できるよう児童生徒を指導することも必要であり、教員に対する継続的な研修が不可欠である。また、ICT は児童生徒の発達段階に応じた活用が重要であり、学校の様々な創意工夫を実践例としてまとめて普及させることも考えられる。
- 一方で、ICT を継続的に活用するには、機器のメンテナンス等のサポート体制や予算 を確保することも必要である。

(6) 特別支援学級への教員配置の充実

○ 特別な支援を要する児童生徒に対して十分な指導や支援を行うため、学級編制基準の 見直しを含めた教員配置の充実を行うべきである。教員配置に当たっては、学校の実情 や児童生徒の状況を熟知する校長の構想と結び付くことが重要である。

5 効果検証

- エビデンスに基づく教育という観点から、例えば、少人数学級を導入したことによって、児童生徒の学習内容の定着度、授業中の学習活動、教員の指導等にどのような効果や変化がみられたかについて、効果検証部会を立ち上げ、大学や教育研究機関等と連携しながら、量的・質的両面から効果を検証するとともに、改善すべき課題を整理することが考えられる。
- そのうち、全体的な傾向を数値データから検証するために、香川県学習状況調査を活用し、児童生徒の学力や学習の状況等について、例えば、専科指導を実施したクラスと 実施しなかったクラスを比較する方法などが考えられる。
- また、具体的にどのような点でカリキュラムや指導上の工夫改善が行われ、それがどのような効果を生み出したのかについて個別事例を対象にして、量的・質的量面から検証するために、例えば、「個を活かす協働的な学び」に意欲のある学校をモデル校として指定し、指導体制を効果的に活用した授業の実践を行ってもらい、その効果を検証するといった方法も考えられる。この方法のよさは、その成果だけでなく、成果を生み出したカリキュラムや指導上の工夫改善を含めて、県内の学校に発信し、有効な実践事例を広げていくことができるという副次的効果があることである。
- なお、調査問題の作成に当たっては、知識・技能の定着と活用する力の両側面を見る バランスがとれたものになっているか、また、フィードバックが児童生徒の今後の学び につながるものになっているか等について、内容を見直すことが必要である。

≪資料≫

小・中学校における新しい指導体制の在り方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 香川県の公立小・中学校に在籍する児童生徒の確かな学力の育成を図るための施策と そのための効果的な指導体制の在り方について、検討・協議することを目的とする。

(業務)

- 第2条 検討委員会は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) これまでの「香川型指導体制」の成果と課題の分析及び小・中学校における新しい指導体制についての検討を行う。
 - (2) 香川の児童生徒の現状と課題の分析を行い、今後の児童生徒の確かな学力の定着を図るための施策等の方向性を検討する。

(組織)

- 第3条 検討委員会は、9名で組織する。
- 2 委員は、学識経験者及び学校関係者のうちから、香川県教育委員会教育長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(会長等)

- 第5条 検討委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。

(会議)

- 第6条 会長は、検討委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるとき、検討委員会にオブザーバー等を出席させることができる。
- 3 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、香川県教育委員会事務局義務教育課において処理する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月21日から施行する。

小・中学校における新しい指導体制の在り方検討委員会 委員名簿

〇 有馬 道久 放送大学香川学習センター所長

石井 英真 京都大学教育学部准教授

大出 茂晴 香川県小学校長会長

岡田 涼 香川大学教育学部准教授

木谷 直充 香川県中学校教育研究会長

久保 博紀 香川県中学校長会長

秦 照幸 香川県小学校教育研究会長

山森 光陽 国立教育政策研究所初等中等教育研究部総括研究官

吉田 秀典 香川大学副学長

〇 会長

検討の経緯

第1回

日時 令和2年8月5日 (水) 10:00~12:00 場所 香川県教育センター 第1・2中研修室

議事

- (1) 学力等の現状と課題
- (2) 香川型指導体制の現状と課題
- (3) これからの指導体制の在り方について

第2回

日時 令和2年9月4日(金)10:00~12:00 場所 香川県教育センター 第1・2中研修室

議事

- (1) 第1回の主な意見について
- (2) 新しい指導体制について
- (3) 授業改善の方向性について
- (4) 新しい指導体制と授業改善についての効果検証について

第3回

日時 令和2年10月19日(月)14:00~16:00 場所 香川県教育センター 第1・2中研修室

議事

小・中学校における新しい指導体制の在り方について(まとめ)